

宅地建物取引業法⑦ 媒介契約

○×式確認問題 【問題】

* 解答をするときは、必ずどこで判断したかを、下線を引くなどして明確にチェックを入れて、正誤判断をすること。不明なところは？マークを入れておくと後から復習しやすい。

- 1 宅地建物取引業者Aが、BからB所有の宅地の売却の媒介の依頼を受け、Bと専属専任媒介契約を締結した場合、Bの申出により、当該媒介契約の有効期間を2カ月と定めた場合、その期間は3カ月となる。
- 2 宅地建物取引業者Aが、BからB所有の宅地の売却の媒介の依頼を受け、Bと専任媒介契約を締結した場合、AはBに対し、当該媒介契約に係る業務の処理状況を、2週間に1回以上(専属専任媒介契約の場合は、1週間に1回以上)書面で報告しなければならない。
- 3 媒介契約を締結した宅地建物取引業者が、売買価格について意見を述べるときは、依頼者の希望価格と同額であっても、その根拠を明らかにしなければならない。
- 4 宅地建物取引業者Aが、Bから、Bが所有し居住している住宅の貸借について媒介の依頼を受けた場合、媒介契約書面を作成し、建物状況調査を実施する者のあつせんに関する事項を記載しなければならない。
- 5 宅地建物取引業者AがBの所有する宅地の売却の依頼を受け、Bと媒介契約を締結した場合、この媒介契約が専任媒介契約であるときは、その有効期間は3月を超えることができないが、有効期間が満了して、Bからの更新の申出さえあれば、媒介契約は更新されたものとみなされる。
- 6 宅地建物取引業者Aが、Bから建物の売却の依頼を受け、Bと一般媒介契約を締結する場合、当該媒介契約書には、指定流通機構への登録に関する事項を記載する必要はない。